

雇用保険法施行規則の一部を改正する
省令案要綱

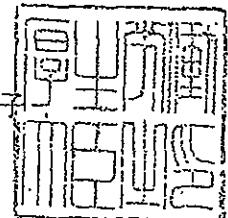
厚生労働省発職0329第1号

平成24年3月29日

労働政策審議会

会長 謙訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 受講手当

受講手当について、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日の四十日分を限度として支給すること。

第二 通所手当に関する暫定措置

通所手当について、当分の間、受給資格者の住所又は居所から公共職業訓練等を行う施設（以下「訓練等施設」という。）までの距離が相当程度長いため、訓練等施設に近接する宿泊施設に一時的に宿泊し、当該宿泊施設から訓練等施設へ通所する者に対しても、支給すること。

第三 常用就職支度手当に関する暫定措置

常用就職支度手当に関する暫定措置の期限を二年間（平成二十六年三月三十日まで）延長すること。

第四 給付日数の延長に関する暫定措置

公共職業安定所長が再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めるための法附則第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める基準として、特に誠実かつ熱心に求職活動を行つてゐるにもかかわら

ず、法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日までに職業に就くことができる見込みがない」とを追加すること。

第五 その他

- 一 この省令は、平成二十四年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。